

## 往診可能医療機関による往診・派遣等に係る要請について

### 1 対象施設

高齢者施設、障害者施設及び救護施設（以下「高齢者施設等」という。）において新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の患者が確認され、施設内療養をせざるを得ない状況が生じた場合に、新型コロナに対応する連携医療機関（嘱託医、協力医療機関を含む）がない高齢者施設等（50歳以上の方が療養されている施設に限る）

### 2 要請方法等

#### ○要請の要件

- ・連携医療機関が新型コロナに対応できないこと
- ・連携医療機関から要請に関する了承が得られていること
- ・入所者の了解が得られていること（了解を得る予定があること）
- ・管轄保健所に患者が確認されたことについて連絡済みで、感染拡大防止等に係る指導を受けていること

○高齢者施設等は、派遣要請時においては、次の窓口で電話で要請する。

施設等所在地	要請窓口
福山市以外	広島県健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策担当 <b>TEL : 070-2446-1995</b> <b>070-2446-1996</b> 受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を含む）
福山市	福山市保健所 保健予防課 新型コロナ担当 <b>TEL : 090-1870-9376</b> 受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日を含む）

#### ○要請時に提供いただく情報

- ・施設（名称、担当者名、住所、電話番号、メールアドレス）
- ・連携医療機関（名称、医師名、電話番号）
- ・要請概要（往診・派遣等希望日、初発患者陽性判明日（職員含む）、陽性者総数・うち入院者数・うち施設療養者数・うち往診希望者数（職員を除く）、往診等希望者の概要（氏名、年齢、性別、症状、発症日、陽性判明日、直近の検査データ（体温、SpO<sub>2</sub>）、食事・水摂取状況、嚥下状況、尿量、基礎疾患、ワクチン接種回数、かかりつけ医療機関名、内服薬）
- ・管轄保健所の指導内容及び対応状況、施設図面（患者の配置・ゾーニングを記載したもの）等

### 3 その他

- ・往診可能医療機関による往診・派遣等の調整が付き次第、要請窓口から、要請を行った高齢者施設等に対し、「往診可能医療機関の名称、担当者名、連絡先」を電話連絡する。連絡を受けた高齢者施設等は、当該往診可能医療機関に連絡し、詳細を打ち合わせの上、往診・派遣等を受けること。
- ・往診・派遣等に係る経費は、保険診療で行うことを原則とするが、詳細は、往診・派遣等を要請した高齢者施設等と往診可能医療機関で、事前に協議すること。
- ・2日目以降の往診・派遣等の要請は、初日に対応いただいた往診可能医療機関と、直接、調整すること。